

令和4年2月17日

各部局長 殿

理事（教育・附属学校園担当）  
塩 尻 信 義

令和4年度の授業の実施方針について

来年度（令和4年度）の授業の実施方針については、昨日2月16日開催の新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部会議において、別添の実施方針のとおり実施することで承認されましたので、お知らせします。

各部局長におかれては、この方針に基づき、授業を計画されるよう、部局内の教職員等に周知願います。

なお、令和3年12月24日付けで教育担当理事から各部局長宛てに、令和4年2月24日までに提出を依頼していた「令和4年度オンライン授業科目一覧表」については、提出期限を延期します。新たな提出期限や一覧表の様式など、詳細は追って連絡します。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、必要に応じ、本方針を適宜見直すことがありうることを申し添えます。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について  
[https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20220216\\_attention.pdf](https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20220216_attention.pdf)

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp

## 令和4年度の授業の実施方針について

### 【基本方針】

1. 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況を踏まえ、来年度（令和4年度）の授業については、可能な限り対面授業を実施するが、令和3年4月2日付け文部科学省通知の「感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い」を適用し、オンライン授業（在宅授業）の単位数の上限は設定せずに、対面授業とオンライン授業（在宅授業）を必要に応じ併用することとする。（ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、必要に応じ、本方針を適宜見直すものとする。）

### 【これまでの実施方針からの変更点】

2. 上記1. の方針で対応することに伴い、以下のとおり変更する。
  - ① 「令和4年度のオンライン授業科目と対面授業科目の実施方針について」（令和3年12月15日教育研究評議会承認）のうち、（科目の分類）、（単位数の上限）及び（教養科目、専門科目）に記載の上限や制限は、適用しない。
  - ② 令和3年12月24日付けで教育担当理事から各部長宛てに、令和4年2月24日までに提出を依頼していた「令和4年度オンライン授業科目一覧表」については、各部長及び各教員の授業科目やシラバスの再検討に要する時間を考慮し、同日までの提出は求めないこととする。（このことに関する取扱いの詳細は追って各部長に連絡する。）

### 【授業等実施に当たっての留意事項】

3. 教室等で行う対面授業及び期末試験の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日付け新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定、令和4年2月16日一部改正）」に基づき、感染防止対策を十分講じた上で、以下の方針により実施する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1つの授業の学生数は各教室の従来の収容定員以下とすること。</li> <li>② 授業時のマスク着用を必須（運動時を除く。）とし、教室では各自間隔を空けて着席するなどにより、教員や学生間の距離の確保に努めること。</li> <li>③ 教室等での対面による期末試験については、各教室の従来の試験定員を上限とすること。</li> </ol> |
|--|

4. 各科目の対面授業又はオンライン授業（在宅授業）の実施については、令和3年度と同様、部局長の判断によるものとするが、各部局長においては、教育の質保証及び登校の機会の確保の点から、可能な限り対面授業を実施する方向で検討するものとする。
5. 対面授業の前後に同時双方向型（ライブ配信）のオンライン授業（在宅授業）がある場合には、視聴準備や受講場所への移動に要する時間などが必要になることが考えられるため、令和3年度と同様、同時双方向型のオンライン授業（在宅授業）を実施する授業担当教員は、学生が当該授業の受講に支障がないか確認を行うなどの配慮をするものとする。

【出欠及び成績評価の取扱い】

6. 新型コロナウイルス感染症への感染リスク等を考慮し、対面授業の出席に支障がある学生の出欠及び成績評価の取扱いについては、令和4年度は、以下のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮し、基礎疾患を有するなど特段の事情がある学生から、対面授業の欠席の申出があり、当該学生の所属部局が認めた場合には、対面授業の欠席を欠席扱いにはしない取扱いとする。（ただし、これにより当該学生に対し、課題やレポートの提出等を免除するものではない。）
- ② 上記①に該当する学生の成績評価（単位認定）は、レポートの提出や小テストの実施等、大学に登校しなくても学生が対応可能な方法により行うものとする。

<参考>「大学等における遠隔授業の取扱いについて（通知）」

（令和3年4月2日付け文部科学省高等教育局長）（抜粋）

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- ・令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

令和3年12月15日

## 令和4年度のオンライン授業科目と対面授業科目の実施方針について

※以下の方針は、現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況により適用されている「感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置」が来年度（令和4年度）は適用されない場合を前提としている。

（本年度（令和3年度）については、令和2年7月27日付け事務連絡（文部科学省高等教育局大学振興課）「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度に引き続き、遠隔授業の上限単位数（60単位）への算入は不要とする特例措置を講ずることとされている。）

### 1. オンライン授業科目と対面授業科目の定義について

（オンライン授業科目）

- 「オンライン授業科目」は、授業科目全体の3分の2以上が「オンライン授業（オンデマンドによる動画等の視聴等、同時双方向型（リアルタイム）による遠隔授業）」で構成される科目とする。（具体的には、半期15週16回授業の場合、期末試験1回を除く15回の授業のうち、10回以上の授業がオンライン授業で構成される科目とする。）

（対面授業科目）

- 「対面授業科目」は、授業科目全体の3分の2以上が「対面授業（教室での講義、実験、実習、実技、演習、学外での学習活動等）」で構成される科目とする。（具体的には、半期15週16回授業の場合、期末試験1回を除く15回の授業のうち、10回以上の授業が対面授業で構成される科目とする。）

また、対面授業科目は、原則として半期1回以上、オンライン授業を実施するものとする。（これにより令和3年度同様、半期15週16回授業の実施を継続する。）

（科目の分類）

- 現在のような感染症等による特例的な措置が適用されている場合を除き、同一授業科目で授業形態が異なることは避けるべきであるため、同一授業科目に複数のクラスがある場合、全てのクラスについて、オンライン授業科目か、対面授業科目かいずれかの授業形態に統一した上で開設することを原則とする。

### 2. オンライン授業科目の単位数について

（単位数の上限）

- オンライン授業科目は、本学の学則上、学士課程については、卒業に必要な最低修得単位数の単位数124単位（工学部は126単位）のうち、60単位（工学部は62単位）まで履修可能であるが、当面の間、卒業に必要な最低修得単位数の約3分の1程度の単位数となる40単位（工学部は42単位）までを各学生が履修可能な単位数の上限とする。

(教養科目、専門科目)

- オンライン授業科目は、学士課程4年間を通じた履修単位数として、教養科目10単位まで、専門科目(学部専門科目、全学教育科目の専門科目)30単位(工学部は32単位)までを各学生が履修可能な単位数の上限として、各部局(大学教育センター、各学部等)において、適宜、設定する。

(人文社会科学(夜間主コース))

- 人文社会科学部(夜間主コース)については、上記の取扱いにかかわらず、コースの特性を踏まえ、当該学部において、別途検討するものとする。(ただし、オンライン授業科目が本学の学則の上限(60単位)を超えないようにする必要がある。)

(大学院)

- 大学院については、大学院設置基準や専門職大学院設置基準で、大学院における遠隔授業の修得単位数の上限は定められておらず、本学の大学院規則等でも特に規定していないため、本学の大学院におけるオンライン授業の実施回数や単位数等については、各部局の判断によるものとする。(ただし、本学の大学院は、通学制であり、通信制の大学院ではないことに留意する必要がある。)

### 3. オンライン授業科目の公開・周知について

- 各部局においては、標準修業年限中の教育課程を見通しつつ、学生の履修登録期間が開始される前までに、令和4年度におけるオンライン授業科目の一覧表を作成し、学務情報システム上で公開し、周知する。(作業スケジュール等の詳細については、理事(教育・附属学校園担当)から各部局に対し別途通知する。)

### 4. その他

- 令和5年度以降のオンライン授業科目及び対面授業科目の実施方針については、令和4年度のしかるべき時期に改めて検討する。
- 上記1.～3.で規定していない事態が生じた場合は、関係法令及び通知(大学設置基準、「大学等における遠隔授業の取扱いについて(令和3年4月2日付け文部科学省高等教育局長通知)」等)並びに本学の学則等に照らして、理事(教育・附属学校園担当)が適宜、対応を判断するものとする。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置をとることになった場合には、授業の実施方針等について、各部局の教職員及び各学生に対し、速やかに通知する。

＜参考1＞「大学等における遠隔授業の取扱いについて（通知）」

（令和3年4月2日付け文部科学省高等教育局長）（抜粋）

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- ・ 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- ・ 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

＜参考2＞ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抜粋）

（授業の方法）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 （略）

（卒業の要件）

第33条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 前4項又は第42条の12の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

6 （略）

＜参考3＞ 国立大学法人静岡大学学則（抜粋）

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

3・4 （略）

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

（卒業）

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位数を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

<主なスケジュール案>

令和3年

12月2日 全学教育基盤機構会議（方針について審議・承認）

12月15日 教育研究評議会（方針について審議）

12月  
～ 各学部等で、令和4年度のオンライン授業科目と  
対面授業科目の開設科目・単位数を検討（～2月まで）

令和4年

2月3日 全学教育基盤機構会議（コロナ感染状況等を踏まえ、方針の  
変更が必要ないか確認（審議））

2月上中旬 （※方針の変更が必要な場合）新型コロナ対策本部会議又は  
教育研究評議会にて、変更後の方針を審議

（3月1日 シラバスの教員編集期間の終了日）

3月3日 全学教育基盤機構会議（各部局で令和4年度に開設するオン  
ライン授業科目一覧表について報告・情報共有）

3月中下旬 学務情報システム上でオンライン授業科目一覧表を公開

3月下旬  
～4月中旬 令和4年度前期授業科目の履修登録期間

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置をとることになった場合、授業関係の実施スケジュール等については、改めて通知する。